

【第3章 第3次計画の推進状況の点検】

第3次計画では、4つの基本目標を掲げ、各施策に取り組んできました。

- 基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり
- 基本目標2 地域に根ざした支え合いの仕組みづくり
- 基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな支援
- 基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり

基本目標1 「住民の主体的参加の仕組みづくり」について

基本目標1では、以下の施策に取り組みました。

1. 人と人がつながる、支え合う意識を育む
2. 地域がつながる、活力をつける
3. 地域福祉の人材の育成、確保

1. 人と人がつながる、支え合う意識を育む

(1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「**児童生徒への福祉教育の充実**」では、アイマスク体験、車いす体験、福祉講話を行いました。体験活動や福祉講話を通して、障がい者の立場になって物事を考えたり、自分達にできることを考えるきっかけとなりました。今後も引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・「**住民への福祉教育の充実**」では、市社会福祉協議会の協力・支援を得ながらフードバンク、ボランティア活動等を実施し、支援を必要とする世帯へ食料品等の生活支援を行いました。
- ・「**児童生徒への人権教育の充実**」では、弁護士による特設授業を実施することで、人権意識の高揚を図り、児童生徒にいじめはなぜいけないのかを理解してもらい、いじめの未然防止を図りました。法律について専門家の弁護士が特設授業を行うことにより、児童生徒の知識が高まり、人権について考える機会となりました。
- ・「**人権に関する啓発・広報の充実**」では、男女共同参画に関するパネル展示等を行ったほか、市内小中学校に障がい者理解啓発パンフレットを配布し、障がい者差別解消法や「合理的配慮」等の理解啓発を図りました。今後も、効果的な啓発方法について検討し実施していく必要があります。
- ・「**地域の歴史・文化や地域活動情報の発信**」では、自治会活動の情報を自治会長同士で共有しています。今後も、住民に対しての自治会活動情報の発信が必要です。また、歴史民俗資料展示室での企画展開催やデジタル博物館事業による地域の写真集発刊等により、地域の歴史・文化情報の発信を行いました。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**福祉体験活動の充実**」では、小学校8校、中学校3校、高校3校（豊見城、南部農林、豊見城南）をボランティア活動協力校として指定し、また就学前児童については、公私連携・私立こども園9園、私立保育園6園、私立幼稚園1園を活動推進協力園として指定しました。市内小学校では福祉講話や福祉体験を実施したほか、わくわく児童館にて、親子参加型の福祉教育（福祉体験：アイマスク）を実施しました。福祉教育に対するニーズに対応できるよう、市内福祉施設をはじめ、ボランティア団体と連携し、内容の充実を図る必要があります。
- ・「**地域コミュニティ意識を高めるための活動の支援**」では、市内の42自治会へ福祉推進地区として指定し、福祉のネットワーク（近隣援助体制）づくりを推進しました。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域人材の把握及び地域での支えあい体制づくりを推進しました。地域活動の担い手が不足していることや、福祉推進地区の未指定自治会があることが課題となっています。
- ・「**ボランティア講座、研修会等の充実**」では、街頭募金活動の実施、小中学校・高等学校へボランティア活動協力校指定、各種研修会の開催を行ってきました。また、福祉体験・講話への講師派遣を行ってきました。ボランティアグループに対する支援及び活動推進を図るため、連携の強化が必要です。

(2) 地域活動への参加を促す環境づくり

■公助（市の取り組み）■

- ・「**あいさつ運動の推進**」では、学校におけるあいさつ運動を推進してきました。市内全学校を訪問し、あいさつ運動があまり積極的でない学校については直接指導しています。あいさつ運動を積極的に推進していくことで、人と人がつながり、支え合う意識を育むことにつながると考えられるため、今後も取り組みを継続していく必要があります。
- ・「**交流の機会づくり**」では、障がい者・障がい児、福祉事業所（サービス提供事業所）の交流事業等を実施してきたほか、地域ミニデイサービスを実施し、高齢者の交流機会を確保してきました。参加促進を図るほか、交流機会の確保を推進する必要があります。
- ・「**子どもから高齢者までの見守り活動の企画、普及啓発活動**」では、市内事業者と市、市社会福祉協議会間で協定を結び、一人暮らし高齢者宅の訪問時に、いつもと違う状況や異変を感じた場合に関係機関へ連絡・通報する事業を行いました。「地域見守り隊活動に関する協定」の周知が行き届いていないという課題があるため、周知広報が必要です。
- ・「**地域活動団体の活動支援**」では、市社会福祉協議会等に対し運営補助金を支出し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域の支援体制整備を図るための事業（福祉のネットワークづくり事業）実施を支援しています。また、市民団体活動支援事業を実施しており、市民による地域づくりの取り組みを支援しています。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**あいさつ運動の推進、市のあいさつ運動への協力**」では、市内小学校校門にて、民生委員・児童委員や児童会・ボランティア委員の朝のあいさつ運動を実施しました。市社会福祉協議会

長や老人会長の朝の交通安全週間活動への参加を行いました。

- ・「**地域行事や活動を通した交流機会の支援**」では、生活支援コーディネーターがコロナ禍でも地域で行われている地域活動や交流活動取材し、広報誌やブログで情報発信することで、他地域での活動拡大を図りました。また、児童館を拠点として、地域清掃や避難訓練、地域行事や地域活動に参加し地域住民と交流を図りました。今後も、地域と密に連携し、各種行事の趣旨や目的の共有を図っていく必要があります。
- ・「**気軽に集まる交流の機会、場の確保**」では、児童館を拠点に、親子クラブ・チャレンジクラブ・三線クラブ・空手クラブ・わく見いクラブ・もちつき会等の交流活動を実施しました。また、地域ミニデイ活動日を利用し、地域行事への余興練習や各地域ミニデイと保育園児との交流会を実施しました。利用促進や担い手の確保等の課題があり参加促進を図る必要があります。
- ・「**見守り活動の普及啓発活動の充実**」では、地域見守り隊として、市内9事業所の協力で見守り活動を推進しました。また、各地域担当民生委員・児童委員や各单位老人クラブが、地域と連携し、交通安全指導を実施しました。今後も、見守りネットワークの充実・拡大のため、周知・広報が必要です。
- ・「**地域活動団体の強化・育成**」では、ボランティア連絡協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子父子福祉会、民生委員児童委員連合会の活動・運営の支援を行いました。活動団体の世代交代が進まず、活動の活性化が必要となっています。

2. 地域がつながる、活力をつける

(1) 地域活動の活性化の推進

■公助（市の取り組み）■

- ・「**社会教育関係団体等への活動支援**」では、社会教育団体（市子ども会・女性会）の活動を支援し、地域活動の活性化を図るため、運営費等の補助を行いました。また、事務局役員のなり手不足や、一部の役員へ負担が生じているため、各団体の活動や事務をサポートする等、負担軽減に努めました。引き続き社会教育団体への補助金を確保するとともに、今後も様々な活動支援を行っていく必要があります。また、老人クラブ連合会に対しても、同様に活動支援を行っています。市広報や市ホームページ等で老人クラブの加入促進を行う必要があります。
- ・「**市内企業の地域福祉活動への参加促進**」では、市商工会・青年部会・女性部会による各種地域社会貢献活動が実施されています。市商工会関係以外の把握ができないという課題があります。
- ・「**市内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援**」は、計画に掲げていましたが、未実施となっています。
- ・「**協議体の設置と開催**」では、生活支援体制整備事業に係る第2層生活支援コーディネーターの設置及び第2層協議体の運營業務を市社会福祉協議会へ委託し実施しています。地縁組織等による既存の支え合いに着目し、その情報を他地域へも発信することで、他地域へも同様の取り組みが広まっていくよう働きかけています。事業評価の方法等、市社会福祉協議会と連携していく必要があります。

- ・「**市民団体等の立ち上げに関する情報提供等**」は、計画に掲げていましたが、実績なしとなっています。
- ・「**地域福祉推進委員会の活動支援**」では、市社会福祉協議会に対し運営補助金を支出し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域の支援体制整備を図るための事業(福祉のネットワークづくり事業)実施を支援しています。令和 5 年度では地域福祉推進委員会の指定自治会が 42 か所となっており、市内全 48 自治会に設置を行うことが課題となっています。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**社会教育団体等の強化・育成**」では、老人クラブ連合会による各種事業を通して、生きがいと健康づくり活動を行ったほか、各地域にて、生活を豊かにするサークル活動や健康づくりに励み、地域住民の交流を図りました。若手会員の獲得及び役員のなり手不足を解決するための方策が必要となっています。
- ・「**市内企業への地域福祉活動参加への呼び掛け**」では、ささえあい福祉銀行(フードバンク等)、赤い羽根共同募金運動、災害義援金の取り組み等の周知により、市内企業や市民からの寄贈品や募金が多くありました。企業の社会貢献(寄付)活動がどのように役立っているかを報告する機会を増やしていく必要があります。
- ・「**市内社会福祉法人の連携機会の確保**」では、社会福祉法人の連絡会の開催を見込んでいましたが、コロナ禍での感染症対策等で連絡会の取り組みが遅れました。市内の社会福祉法人へ地域貢献活動の取り組みについてアンケート調査を行い、法人の意向確認を行いながら連絡会の立ち上げを推進する必要があります。
- ・「**地域福祉推進委員会を中心とした関係団体との連携**」では、自治会を単位として、地域福祉推進委員会指定を 42 地区に行い、福祉のネットワーク(近隣援助体制)づくりを推進しました。その内の 40 地区で地域ミニデイを運営(高嶺地区と宜保地区はミニデイ休止中)しています。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域ミニデイや福祉団体の会議等に参加し、地域人材の把握等を行いました。福祉推進地区の未指定自治会への取り組み支援や、地域活動の担い手不足が課題となっています。
- ・「**協議体の開催・運営支援**」では、生活支援コーディネーターを 1 名増員し、中学校区へ 3 名を配置し地域の実情把握を図るとともに、社会資源の把握に努め、ニーズに対応したサービスの開発・情報共有及び、連携による資源開発を推進しました。地域住民を巻き込んだ人材確保を目的とした懇談会の開催を予定しましたが、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、懇談会の開催は中止となりました。協議体開催がしばらく行えず、活動が停滞していることが課題となっています。また、小グループ単位の支え合い活動取材し、好事例を広く市民へ周知し「やってみたい」を広めていく必要があります。
- ・「**地域福祉推進委員会への活動支援**」では、自治会を単位として、地域福祉推進委員会指定を 42 地区に行い、福祉のネットワーク(近隣援助体制)づくりを推進しました。その内の 40 地区で地域ミニデイを運営(高嶺地区と宜保地区はミニデイ休止中)しています。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域ミニデイや福祉団体の会議等に参加し、地域人材の把握等を行いました。福祉推進地区の未指定自治会への取り組み支援や、地域活動の担い手不足が課題となっています。

(2) 自治会の活性化支援

■公助（市の取り組み）■

- ・「**自治会加入促進**」では、自治会への加入について、「広報とみぐすく」への記事掲載、ポスターやチラシの作成、公共施設への掲示、転入者へのチラシ配布等を行いました。自治会加入世帯数は微増ですが、総世帯数の伸びに追いつけず、加入率は減少傾向となっています。自治会の取り組みを市内全体に周知し関心を持ってもらい、加入促進する必要があります。
- ・「**地域づくりへの支援**」では、活動活性化支援として、上限 10 万円の補助を行っています。令和 5 年度は 7 自治会（花壇整備、地域交流会等）に行いました。自治会の祭り行事のみではなく、非加入者も含めた取り組みなど新しい企画を補助の要件にする等、工夫が必要となっています。
- ・「**自治会情報を多様な媒体を活用して提供**」では、秘書広報課が取材したイベント等を、Instagram で紹介し、自治会自身が活動内容を発信しているほか、広報とみぐすくに自治会紹介記事を掲載しています。自治会情報発信について様々な方法を検討し、充実を行う必要があります。
- ・「**地域活動の先進事例紹介など**」では、自治会長の視察研修を行いました。先進事例の調査研究（ケース収集）が課題となっています。
- ・「**新しい「支え合い団体」の自主的立ち上げ支援**」では、市内において事業活動を営む事業者と市、市社会福祉協議会間で協定を結び、一人暮らし高齢者等宅の訪問時に、いつもと違う状況や異変を感じた場合に関係機関へ連絡・通報する事業を行いました。毎年 1 件程度、関係機関へ連絡があります。参加事業者が増えるように、市広報や市ホームページを用いての広報活動が必要です。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**自治会の活性化への協力**」では、自治会を単位として、地域福祉推進委員会指定を 42 地区に行い、福祉のネットワーク（近隣援助体制）づくりを推進しました。その内の 40 地区で地域ミニデイを運営（高嶺地区と宜保地区はミニデイ休止中）しています。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域ミニデイや福祉団体の会議等に参加し、地域人材の把握等を行いました。福祉推進地区の未指定自治会への取り組み支援や、地域活動の担い手不足が課題となっています。
- ・「**自治会活動内容の情報提供**」では、各自治会の「結マール活動」を聞き取りや取材で把握し、好事例として他地域へ紹介し活動を広めています。各地域で行われている「結マール活動」を市民に周知して「参加してみたい」や「自分の地域でもやってみたい」方を増やし、支援して活動の拡大を図る必要があります。

3. 地域福祉の人材の育成、確保

(1) 福祉を担う多様な担い手の育成

■公助（市の取り組み）■

- ・「**福祉人材の確保・養成**」では、ゲートキーパー養成研修の開催（自殺対策強化事業）、認知症サポーター養成講座、母子保健推進員の確保、保育士確保等を行いました。市内事業所等でのゲートキーパー養成講座の開催、自治会での認知症サポーター養成講座の開催、母子保健推進員の人材不足、保育士不足が課題となっています。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**各種養成講座、研修会等の開催**」では各種ボランティア(ボランティア、音訳ボランティア、街頭募金ボランティア等)に関する関心を高めるため、ボランティア交流会をはじめとする事業の実施及び視察研修を開催し、ボランティアの充実・育成を図りました。ボランティアグループに対する支援及び活動推進を図るため、連携の強化に努める必要があります。

(2) ボランティア活動の活性化支援

■公助（市の取り組み）■

- ・「**ボランティア活動の推進・支援**」では、豊見城市ボランティア連絡協議会へ補助金を交付しました。ボランティアの会員の高齢化が課題となっており、新規会員加入促進が必要となっています。
- ・「**学校ボランティアの充実**」では、小中学校が必要とする学校ボランティアについて、地域コーディネーターを介し、地域住民・団体等をボランティアとして派遣を行い、学校活動を支援しました。市ホームページや公民館掲示板及び市の行事等で事業周知・広報活動を行ったため、ボランティア希望者の問い合わせが増加し、ボランティア人材確保につながりました。今後もボランティア人材確保のための事業周知を推進していく必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**ボランティア活動の情報提供**」では、ボランティア連絡協議会及びボランティア団体、ボランティア活動協力校を中心に、ボランティア情報を提供し、状況の共有を図りました。各団体の連絡会や社協だより等を通して、ボランティア情報の発信及びボランティアセンターの周知を図る必要があります。
- ・「**ボランティア研修や講座開催等**」では、各種ボランティアに関する関心を高めるため、ボランティア交流会をはじめとする事業の実施及び研修会を開催しました。研修を通して、ボランティア活動者が増え、継続的に活動されました。ボランティアについての周知広報の充実のほか、ボランティアニーズを把握し、適切な研修や講座開催を検討していく必要があります。
- ・「**ボランティアの登録・紹介・斡旋の向上**」では、ボランティアセンターにおいて、ボランティア登録・紹介・相談等を行いました。ボランティアについての周知広報の充実のほか、ボランティアニーズを把握し、適切な研修や講座開催を検討していく必要があります。

基本目標２ 「地域に根ざした支え合いの仕組みづくり」について

基本目標２では、以下の施策に取り組みました。

- １．地域支え合いの体制づくり
- ２．地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり

１．地域支え合いの体制づくり

(1) 地域見守りネットワークの充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「**豊見城市地域見守り隊の拡充**」では、本市において事業活動を営む事業所等と関係機関が相互に連携し、事業所等が業務を営む中で本市に暮らす住民の日常生活での異変と思われる状況等を発見した場合に、関係機関に連絡通報体制の構築を図りました。令和５年３月３１日現在、「地域見守り隊活動」協力事業所は６事業所であり、「地域見守り隊活動」協力事業所数の増が課題となっています。市内事業所に対し制度の周知を図る必要があります。
- ・「**子どもから高齢者までの見守り活動の推進**」では、民生委員・児童委員等からの情報提供を受け、各種支援を行っている担当課へつなげ、各種支援を行ってきました。世帯が抱える複雑化・複合化した相談内容への適切な支援への対応が課題となっています。包括的な支援体制の整備が必要です。
- ・「**見守り台帳の整備推進**」では、単身世帯や高齢者のみ世帯で、地域で発見され家族への連絡手段が不明等の際に、その家族へすぐ連絡がつながるように事前に情報を登録しました。訪問を行う民生委員・児童委員の負担軽減等を図るため、ＩＣＴを活用した見守り方法等について検討する必要があります。
- ・「**個人情報に配慮した情報提供の実施**」では、個人情報保護に関する法律等に基づき情報提供を行ってきました。社会福祉課から調査等で民生委員・児童委員に対し情報提供は行っていない。他市の状況等を調査研究し、民生委員・児童委員が必要な個人情報の提供が可能か関係機関が集まって検討を行う必要があります。

また、地域包括支援センターでは高齢者について個人情報の活用が行われており、見守りネットワーク事業として個人情報を提供してきました。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**豊見城市地域見守り隊と連携した見守り体制の充実**」では、豊見城市社協地域見守り隊活動（事業所と市社会福祉協議会と行政で活動協定を行う）により、現在、市内９事業所が見守り隊登録を行っています。見守り隊へ参加した事業所と連携し、地域の見守り体制の強化が図られました。事業所と市当局と市社会福祉協議会で三者協定を締結しているが、事業所によって二社協定（事業所と市社会福祉協議会）になっています（協定合意形成が出来なかった）。三者協定が厳しい場合は、市社会福祉協議会と二者協定での運営も検討する必要があります。
- ・「**見守り台帳の整備への協力**」では、障がい長寿課より高齢者名簿を受領し、民生委員・児童委員が高齢者宅へ訪問調査を行い登録・更新の意向確認をし、緊急時に家族等緊急連絡先へ連

絡がとれるよう見守り体制を築いてきました。名簿を拠点に配置して情報共有し、民生委員が担当地区にお住まいの高齢者情報の把握につながりました。個人情報保護の観点から、市役所から名簿提供が厳しくなっています。

- ・「子どもから高齢者までの見守り活動の推進」では、地域住民・事業者等の主体的な活動を通して、支援を必要とする市民を早期に発見し、適切なサービスに繋げる仕組みとして取り組みました。

(2) 気軽な居場所の確保

■公助（市の取り組み）■

- ・「居場所づくりの場としての自治会公民館活用推進」では、公民館の利用は、自治会が窓口となっており、外部からの利用に関する問い合わせがあれば自治会につながりました。
- ・「地域における居場所づくりの推進」では、障がい者は地域活動支援センター、高齢者は地域のミニデイ等、活動の場を確保しました。利用者が増えていくように広報を行う必要があります。
- ・「居場所について、ボランティア等の人材確保」では、市社会福祉協議会と協力・支援しながら人材確保を推進してきました。ボランティアの成り手が少なく、人材の確保が課題となっています。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「居場所づくりの場としての自治会公民館活用推進」では、各地区の自治会公民館で独自の「結マール活動」を実施しているほか、自治会公民館を活用して地域ミニデイを実施してきました。地域の方々がお互いに、見守り支援する関係づくりができる居場所として、公民館が解放され利用できる体制づくりを全域へ広げていくことが必要です。また、非自治会会員が利用できない場合があります。
- ・「居場所の新たな設置について検討」では、地域福祉推進委員会が未実施の地区への設置推進を行いました。地域活動の担い手が不足しており、実施が難しい自治会があります。
- ・「「居場所」におけるボランティアの確保等」では、ミニデイを行っている地域福祉推進委員会でのボランティア確保を促してきましたが、福祉活動の担い手が不足しています。担い手の育成と確保を図る必要があります。

(3) コミュニティソーシャルワーク機能の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「コミュニティソーシャルワーク活動の推進」では、中学校区ごとに地区担当職員を配置し、地域の福祉課題を総合的に把握し、福祉・保健・医療・教育の関係機関等と連携を図り、乳幼児から高齢者までの総合的な相談支援体制の構築と福祉のまちづくり・支え合いのある地域づくりを目的に活動を行ってきました。複雑化・複合化した相談内容への適切な支援が必要です。
- ・「コミュニティソーシャルワーカーの配置に関わる支援」では、市社会福祉協議会の地域福祉活動を充実するために、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置等に支援を行いました。中学校区ごとに計3人のコミュニティソーシャルワーカーを配置していますが、小学校区ごとの配置が必要です。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**コミュニティソーシャルワーカーの資質向上**」では、各種研修会、各種連絡会への参加により、資質向上に努めてきました。各種分野と連携の強化を図り、自己研鑽に努め地域支え合い活動を推進していく必要があります。
- ・「**住民、関係機関の協働によるネットワーク**」では、生活支援コーディネーターが1名増員され、中学校区に3名配置され、地域の実情の把握を図るとともに、社会資源の把握に努め、情報発信し情報共有を図りました。中学校区単位での懇談会の開催ができませんでしたが、市内の活動報告会を開催しました。また、地域内の小グループの地域活動取材し、市民へ情報発信し周知しました。自治会未加入者も支え合い活動のネットワークに参加できるように進める必要があります。
- ・「**アウトリーチを徹底した事業展開と支援ネットワークづくり**」では、市内3中学校区にコミュニティソーシャルワーカー(3名)を配置し、必要に応じてアウトリーチで相談対応を行いました。また、生活困窮者自立支援・パーソナルサポートセンターに寄せられた相談等にアウトリーチで相談対応を行いました。コロナ禍での感染症対策の影響もあり、訪問の機会が減少していましたが、今後もアウトリーチでの相談対応等を行う必要があります。

2. 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり

(1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備

■公助（市の取り組み）■

- ・「**既存施設の利活用による拠点の確保**」では、既存施設の有効利用のため、児童厚生施設、複合型福祉施設の管理・運営について指定管理制度を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図りました(児童厚生施設：わくわく児童館、複合型福祉施設：真嘉部コミュニティセンター)。豊見城中学校区への新たな児童館設置が課題となっています。このため、関係部署と調整及び検討を行う必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**既存公共施設の有効利用について調整を図る**」では、真嘉部コミュニティセンターやわくわく児童館が、遊び等を通して児童健全育成を図る活動拠点となってきました。夜間は、高齢者や障がい者をはじめ、各種サークル活動の拠点にもなりました。また、ゆたか児童クラブは小学校内に設置。まかぶ児童クラブは真嘉部コミュニティセンター2階に設置され、児童健全育成の拠点となりました。地域ミニデイサービス事業は、地域の公民館や集会所を活用し、高齢者の交流活動や健康づくりの活動拠点となりました。今後も、地域の公民館・集会所を有効活用し、支え合い活動の推進を図る必要があります。
- ・「**市内各地域での社協拠点の整備(児童館等中心に)**」では、社会福祉センターが各種ボランティアの活動拠点となってきました。また、各種団体の連絡会や情報交換の場となりました真嘉部コミュニティセンターやわくわく児童館において、遊び等を通して児童健全育成を図る活動拠点となりました。夜間は、高齢者や障がい者をはじめ、各種サークル活動の拠点にもなりました。豊見城中学校区においては、児童館が設置されておらず、児童の健全育成の場が必要となっています。代替場所の確保を図る必要があります。

(2) 福祉関係団体や機関等の連携

■公助（市の取り組み）■

- ・「**地域と福祉関係団体のネットワーク形成**」については、計画に掲げていましたが、未実施となっています。ネットワーク形成、連絡会の設置等の連携について検討する必要があります。
- ・「**市と関係団体等との情報共有**」では、高齢者等については市の窓口及び地域包括支援センターにおいて、必要に応じて関連機関の担当者へ声掛けをし、必要な支援につながるよう協議及び情報共有等を行ってきました。日頃から関係機関との連絡会議的な場を設け、連携体制を構築することが必要です。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**地域福祉推進委員会と関係福祉団体・機関との連携充実**」では、生活支援コーディネーターを3名配置し、地域の実情の把握を図るとともに、社会資源の把握に務め、情報発信し情報共有を図ってきました。各地域の支え合い活動を発掘し、市内地域へ情報発信しながら、支え合い活動のネットワークの拡大を図る必要があります。

(3) 民生委員・児童委員活動の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「**民生委員・児童委員の定数確保**」では、令和6年3月31日現在、定足数89名のうち67名の配置となっており、充足率は75.3%にとどまっています。定数の確保に努めているが、市広報や市ホームページを用いて民生委員・児童委員活動を発信したり、募集を行う等、周知が必要です。
- ・「**民生委員・児童委員の活動内容の周知広報**」では、民生委員・児童委員活動のパンフレット配布や市庁舎内に民生委員・児童委員活動のポスターを掲示、「民生委員・児童委員の日」5月12日にあわせ、民生委員・児童委員活動の普及啓発等を行ってきました。民生委員・児童委員の存在、活動内容をよく知らない住民がまだ多いため、周知広報を充実する必要があります。
- ・「**民生委員・児童委員の活動の支援**」では、民生委員・児童委員の活動のために、研修会への参加等について、市社会福祉協議会と共に支援を行ってきました（市社会福祉協議会への委託）。
- ・「**個人情報に配慮した情報提供や共有化(再掲)**」では、個人情報保護に関する法律等に基づき情報提供を行ってきました。社会福祉課から調査等で民生委員・児童委員に対し情報提供は行っていない。他市の状況等を調査研究し、民生委員が必要な個人情報の提供が可能か、関係機関が集まって検討を行う必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**定数確保に向けた民生委員・児童委員連合会との調整**」では、行政・市社会福祉協議会から、再任の協力依頼を行いました。定例会等が平日に開催されており、就労している委員の方は仕事を休む等、負担が大きいといった課題があります。欠員地区自治会に対して、民生委員・児童委員の活動を説明し、候補者推薦を依頼していく必要があります。

- ・「民生委員・児童委員の活動内容の周知広報」では、市内中学校のスーパー店舗前で広報活動（民生委員・児童委員活動パネル展示、チラシ配布）を通して、民生委員・児童委員活動への理解啓発を行いました。
- ・「民生委員・児童委員の資質向上」では、各種研修会の開催・参加を行い、資質向上を図ってきました。今後も、住民に身近な相談支援者として活動の強化と委員の資質向上を図る必要があります。
- ・「個人情報に配慮した情報提供・共有の意識向上」では、民生委員・児童委員の手引きの読み合わせを行い、民生委員の概要・職務について情報交換や勉強会を行いました。



基本目標 3 「サービス利用に対するきめ細かな支援」について

基本目標 3 では、以下の施策に取り組みました。

1. 地域に根ざしたサービス利用の推進
2. 一人ひとりを尊重する権利擁護の推進

1. 地域に根ざしたサービス利用の推進

(1) 地域福祉サービスの質の向上

■公助（市の取り組み）■

- ・「**福祉サービスの質の向上に係る取り組みの充実**」では、障がい者分野の豊見城市地域自立支援協議会において、障がい者、障がい児その他家族・支援者等の課題解決に向けて取り組みを行いました。高齢者分野では、軽度家事援助受託事業所の訪問スタッフへの研修を実施しました。児童分野では、保育の質の向上のための研修等を実施したほか、放課後児童クラブで勤務する支援員の資質向上を目的とした研修を実施しました。また、ファミリーサポートセンターのサポーター（まかせて会員）を養成するため、「子育てサポーター養成研修」を年に 2 回実施し、サポーターの資質向上を図りました。各研修等への参加促進や人材の確保が課題となっています。
- ・「**地域ニーズに対応した福祉サービスの提供**」では、障がい福祉サービスの提供や地域生活支援事業におけるサービスを提供しました。高齢者分野では、高齢者介護サービス資源の拡充のため、ニーズを踏まえた整備について、沖縄県介護保険広域連合と調整しました。児童分野では、公立保育所における一時預かり事業の実施、放課後児童クラブが不足している地域への新規整備等を行いました。今後もニーズを把握しながらサービス提供の充実を図る必要があります。
- ・「**福祉サービスに関する意見・要望等への迅速な対応**」では、障がい者分野、高齢者分野、児童分野でそれぞれ意見・要望等への対応を行ってきました。相談を受け、丁寧な対応をしながら、サービスの質の向上に努めています。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**市社会福祉協議会が実施する福祉サービスの質の向上**」では、各種研修会やオンライン開催の研修に参加し、職員のスキルアップを図りました。引き続き、福祉サービスの質の向上に向けて取り組む必要があります。
- ・「**地域の実情を踏まえた新規サービス・事業展開の推進**」では、生活支援コーディネーターが地域の実情の把握を図るとともに、社会資源の把握に努め情報発信・情報共有を図りました。高齢者の外出支援や交通弱者の支援として、とみゅ Car 事業の展開につながりました。地域課題の把握に努め、課題解決に向けた取り組みを推進していく必要があります。
- ・「**福祉サービスに関する意見・要望等への迅速な対応**」では、受付担当・解決責任者・第三者委員を配置し、福祉サービスに関する意見要望等があった場合、迅速な対応が出来るよう体制を整えています。今後もこの体制を維持していく必要があります。

(2) 福祉情報提供体制の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「**福祉サービス等の情報提供の充実**」では、障がい者のサービスについて、市ホームページで情報提供を行うほか、広報紙を活用し給付金・手当等の情報提供を行いました。また、「障害福祉ガイドブック」を作成し、行政サービス情報や社会参加活動情報等の情報提供を行いました。ガイドブックは内容の更新が必要となっています。

高齢者のサービスについては、市ホームページや広報紙のほか、SNSを活用した情報拡散、地域包括支援センターや介護事業所関係者の訪問による情報提供を行いました。高齢者及びその支援者に対する幅広い層への効率的な周知方法の検討が必要です。

保育等のサービスについては、市広報紙や市ホームページにおいて保育に関する情報を掲載しており、SNSの活用が課題となっています。放課後児童クラブの情報は、市広報誌、市ホームページ及び市LINEも活用して提供したほか、クラブの情報を小冊子にまとめ、窓口にて配布を行いました。

母子保健等の情報については、母子手帳アプリ「とみココ」を令和2年に導入し、活用しています。

- ・「**情報のバリアフリー化の推進**」では、沖縄県身体障害者福祉協会へ手話通訳・要約筆記派遣事業を委託し、聴覚障がい者の意思疎通支援を行いました。また、窓口への手話通訳者の配置に努めるとともに、手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の育成及び確保を図りました。市主催の講座等には、手話通訳を設置できるような体制を整える必要があります。
- ・「**関係機関等への情報発信、情報共有の充実**」では、市内2か所に委託している基幹相談支援センターと情報を共有し、障がい者とその家族の相談支援を通し、必要な福祉サービスの情報提供を行ってきました。高齢者では、地域包括支援センター主催で月1回地域ケア会議を開催し、困難事例への対応や情報共有等を図ってきました。
- ・「**地域情報の発信**」では、取材したイベント等について、Instagramでの紹介や広報とみぐすくに自治会紹介記事の掲載等を行ってきました。自治会情報発信について、様々な方法を検討し、充実に努める必要があります。
- ・「**包括的な視点からの情報提供の推進**」では、各福祉情報について共有に努めてきました。他部署からの情報について、横断的に情報共有し、福祉関係者及び市民へも幅広く情報発信の強化を行う必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**市社会福祉協議会による福祉情報提供の充実**」では、社協だよりの発行、社協のしおりの発行、社協ホームページの開設、市広報誌やマスコミの活用により行ってきました。地域住民が福祉活動に関心を持ってもらう情報の発信及び社協だよりの発行部数増加が必要です。
- ・「**コミュニケーション支援のための人材養成、確保**」では、毎月、音訳ボランティア定例会を開催し、視覚障がい者の方へ社協だよりをはじめ新聞記事等を音訳し、情報の提供を行ないました。また、リスナー交流会や研修会を実施し、活動推進に向け情報収集及び障害に対する理解を深めました。視覚障がい者の方への情報提供の機会は出来たが、その他の意思疎通が困難

な方へのコミュニケーション支援の充実が課題です。

- ・「市との福祉関係情報の共有と発信の強化」では、市社会福祉協議会の事業・活動及び福祉全般に関する情報を発信し、社会福祉・地域福祉活動の啓発を図りました。地域住民が福祉活動に関心を持ってもらうように情報発信の工夫が必要です。
- ・「各種団体との情報共有、情報交換の充実」では、各種団体との情報交換や連絡会へ参加し、情報共有を行ってきました。引き続き、各種団体との情報交換や情報共有を図り、支援の充実を図る必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「市における相談体制の充実」では、障がい者への相談に対応してきました。障がいに関する相談には複雑化・多様化する課題が増えており、担当課だけで解決できないため、関係機関との十分な連携や協力体制を図る必要があります。

保育に関する相談では、保育施設と保護者を繋ぐコーディネーターとして保育コンシェルジュを配置し、保育施設の利用を希望する保護者からの相談受付や施設案内を実施してきました。

令和3年度に子育て世代包括支援センター「とみココ」を開設し、出産、育児に向けた準備、妊婦の健康管理、産後の母子の心身のケアに関すること、育児不安等への相談対応、子育て支援サービスの紹介やつながりなど、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行ってきました。今後は、こども家庭センターの設置(子育て世代包括支援センターからの移行)に向けて、子育て支援班と母子保健班の体制の整理、支援方法(サポートプランの作成、合同会議、対象者との共有)の検討が必要です。

- ・「福祉サービス事業所等における相談の質の向上」では、障がい者の相談支援事業として、市内2か所に委託している基幹相談支援センターの機能強化及び市との連携強化を推進し、障がい者とその家族の相談支援充実を図ってきました。また、相談支援事業等の職員のスキルアップを目的に、研修の案内を行い、研修への参加促進を行いました。質的に安定した相談支援事業所を増やすため、市委託基幹相談支援センターの機能強化が必要です。

高齢者では、令和2年度より市内2医療法人へ地域包括支援センターを業務委託し、高齢者に関する総合相談を実施してきました。地域包括支援センターが適切に相談体制を維持できるよう、センター間の統合調整や、各業務の後方支援を強化するため基幹型センターを設置し、市の体制を強化する必要があります。

平成27年度から「豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター」を開設し、市社会福祉協議会への委託により、生活困窮者等の自立支援のため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うと共に、地域における自立・就労支援等の体制構築を図ってきました。既存の制度だけでは援助できない場合には、地域の関係機関と新たな社会資源開発を行う必要があります。

- ・「民生委員・児童委員等地域での相談員との連携充実」では、年に1回、業務等説明会を開催

し、市の業務について説明や資料配布を行いました。

- ・「福祉の包括的相談支援体制の構築検討」では、包括的相談支援について、検証、検討を続けてきました。市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図る必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会と連携した地域相談支援の充実」では、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会と連携し、地域の福祉課題について情報共有してきました。地域福祉推進委員会の未設置地区の相談や民生委員欠員地区の相談体制確保が必要です。
- ・「コミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実」では、市内3中学校区にコミュニティソーシャルワーカー（地区担当相談員）を配置し、気軽に相談しやすい支援体制を整備してきました。より充実した相談支援体制を図るため、市内小学校8校区への配置を推進する必要があります。
- ・「関係機関の相談担当者の連携、情報交換のネットワークの強化」では、各種相談支援事業所担当者と情報交換を通して連携を図りました。引き続き、各種相談員と情報交換等を行い、連携を図る必要があります。

2. 一人ひとりを尊重する権利擁護の推進

(1) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり

■公助（市の取り組み）■

- ・「虐待防止ネットワークの強化」では、障がい者への虐待防止に関して、支援が必要な個別ケースに応じ、関係機関を集めたケース会議を開催することにより連携して支援を行いました。関係機関とのネットワークの構築を継続していく必要があります。

高齢者では、高齢者等虐待防止ネットワーク協議会を地域包括ケア推進協議会と同時開催して、対応してきました。マンパワー不足もあり令和2年度以降開催していないため、今後は実施していく必要があります。

児童については、要保護児童対策地域協議会を開催し、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を行い、児童を取り巻く状況の把握・改善を図ってきました。ネットワーク構築を継続していく必要があります。

- ・「虐待やDV等の防止及び早期対応策の充実」では、虐待防止の普及啓発について、窓口にパンフレットを配置したほか、障がい者施設の虐待防止・対応について周知をしました。児童についても、虐待防止やDV防止に関する広報やパンフレットを活用した周知啓発を行ってきました。また、保育施設利用の児童に虐待等が疑われる場合、施設から関係各課へ情報提供及び対応方針の調整等を実施しました。虐待防止や早期対応については、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- ・「虐待被害者への支援対策の充実」では、通報があった際には、立入調査を行う等適切に対応

し、虐待被害者の個人の尊厳と権利を守るための支援を実施してきました。

- ・「**地域共生社会**」についての啓発、広報の推進」では、市役所のスペースや民間の大型店舗等で障がい者の理解や関心を深めるための普及啓発としてパネル展等やチラシの配布を行いました。また、市内の小学校4年生を対象に障がい者の理解に関するパンフレットを配布しました。

認知症についての市民の理解を深めるため、認知症カフェ(オレンジカフェ)や認知症サポーター養成講座等を行ってきました。今後も継続して周知啓発を行っていく必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**虐待やDV等の早期発見、防止の啓発活動**」では、社協ホームページにて、虐待(児童・障がい者・高齢者)防止に関する相談窓口やDVに関する相談窓口の情報提供を行いました。今後も、社協ホームページや社協だより等を活用し、虐待やDVの早期発見・防止の啓発を行う必要があります。
- ・「**虐待やDV等の早期発見・防止のための地域と連携充実**」では、市内事業所(見守り隊)より、地域で気になる方や世帯があれば、市社会福祉協議会へ連絡してもらい、民生委員・児童委員や地域担当相談員で状況確認を行いました。また、要保護対策協議会へ参加し情報共有を行いました。引き続き、地域関係者と連携し、虐待の早期発見や防止の啓発活動を推進する必要があります。
- ・「**地域共生社会**」についての啓発、広報の推進」では、生活支援コーディネーターが地域活動取材し、広報誌やブログで情報発信しました。活動報告会も開催し、地域住民の支え合い活動の情報発信を行ってきました。今後も啓発広報が必要です。

(2) 権利擁護制度の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「**権利擁護制度の普及啓発活動の充実**」では、認知症についてのパンフレット作成・配布や成年後見について広報する等、普及啓発を行いました。成年後見制度や高齢者虐待に関する広報周知が不十分であり、当事者となった場合には重要な情報になるため、常に広く周知する必要があります。
- ・「**日常生活自立支援事業の利用支援**」では、財産管理能力が不十分な障がい者や高齢となったその親族等に対し情報提供を行いました。今後も情報提供を行っていく必要があります。
- ・「**成年後見制度の利用支援**」では、知的障がい者や精神障がい者の権利擁護の観点から、成年後見制度の普及啓発を行うとともに、利用が困難な者に対して制度利用の支援を行っていました。成年後見制度利用促進基本計画の策定について、専門職(社会福祉士)の配置の検討等も含め、利用しやすい体制づくりが必要です。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**当事者ニーズに応じた支援**」では、各種相談を実施しており、相談内容によっては、アウトリーチ支援を行い、地域の生活課題や個別課題を把握し支援につなげました。引き続き、アウトリーチ機能を強化し、当事者ニーズに応じた支援を行う必要があります。

- ・「**日常生活自立支援事業の充実**」では、認知症・知的・精神の障がいのある方への福祉サービス利用支援や金銭管理の支援を行ってきました。社協ホームページや社協だよりにて、日常生活自立支援事業の取り組みを紹介し、生活支援員の成り手を確保していく必要があります。
- ・「**法人後見事業の充実**」では、社協法人後見事業を実施し、被後見人4人を受任し、身上監護・財産管理の支援を行いました。日常生活自立支援事業終了後の受け皿として、支援の継続が図られ、地域包括ケアシステムの推進につながりました。職員体制の整備が急務となっています。

(3) 生活困窮世帯への自立支援策の推進

■公助（市の取り組み）■

- ・「**生活困窮世帯自立支援のための事業の推進**」では、地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立の促進を図ってきました。関係部署との情報共有や連携が必要となることから、今後、福祉総合窓口を設置し関係部署との連携を密にし、様々な視点から支援を図る必要があります。
- ・「**子どもの貧困に関する支援対策の推進**」では、子どもの貧困対策支援員の配置や子どもの居場所の運営支援事業を実施し、生活困窮家庭の子どもを支援につないでいるほか、子ども達に食事の提供、生活指導、学習支援及び就学継続のための支援やキャリア形成等の支援を行ってきました。拠点型子どもの居場所がないことや、こども食堂が少ないといった課題があります。居場所の設置についての充実が必要です。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**生活困窮者自立支援のための事業の推進**」では、生活困窮者自立支援事業を推進し、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、アウトリーチ等の充実による自立相談支援強化事業を行ってきました。マンパワーの不足が課題となっています。引き続き、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の自立支援に向けて支援する必要があります。
- ・「**子どもの貧困に関する支援対策の推進**」では、子どもの居場所を市内児童館2カ所（真嘉部コミュニティセンター、わくわく児童館）に設置し、学校・行政や関係機関と連携して必要な支援へ繋げる寄り添い支援を行ってきました。また、専門家派遣事業を行い、作業療法士に発達障がい児等の支援方法について助言を得る機会を設けました。居場所に馴染めない児童の個別支援や、新たな居場所づくりが課題となっています。県拠点型居場所との連携、各種研修会等へ参加し、支援者の資質向上を図る必要があります。

基本目標 4 「健康で安心して暮らせるまちづくり」について

基本目標 4 では、以下の施策に取り組みました。

1. 健康づくりへの取り組み
2. 安全・安心のまちづくり

1. 健康づくりへの取り組み

(1) 健康づくりに対する理解の促進

■公助（市の取り組み）■

- ・「**健康づくりについての情報発信、活動促進**」では、住民の健康の保持増進のため、健康カレンダー、広報誌、パネル展等を通じ、市民へ健康に関する情報の発信を行いました。市LINEの効果的な活用、市民が興味を持てる健康情報資料のデジタル化等を行う必要があるほか、健康パネル展では展示内容を市LINEや市ホームページ等で発信するなど、来場者以外にも情報を伝える工夫の検討が必要です。
- ・「**健康とみぐすく 21 に基づいた住民の健康づくり支援**」では、健康づくり推進協議会において、計画の進捗状況や市の健康課題について会議し、その意見を踏まえ、取り組みに反映してきました。課題・指標・取組のつながりを体系的に整理し、取り組むべきことを明確にする必要があります。
- ・「**各種健診や保健指導等の受診率向上**」では、特定健診の受診率が、特に40～50代で低くなっていました。特定保健指導では実施率は目標を達成していますが、メタボ予備群・該当者は40～64歳の働き盛り世代では改善が少なくなっていました。特定健診率向上のため、若い世代が利用しやすい健診日の設定、ハガキや市ホームページ、市LINE等を活用した受診勧奨、インセンティブ事業の周知を行っていく必要があります。また、特定保健指導の必要性の周知や働き盛り世代への介入方法の工夫を行っていくとともに、メタボの要因となっている生活習慣の改善につながる行動変容ができるよう、保健指導を行っていく必要があります。
- ・「**介護予防やミニデイサービス等による健康づくりの推進**」では、地域ミニデイサービス、骨コツ貯筋運動教室事業、脳がんじゅう教室、マシントレーニング事業、初心者向け料理教室、介護予防団体活動支援等を行ってきました。健康づくり事業は、人数や回数、事業数に限りがあるため、高齢者自らが自宅で介護予防を自分で日々行えるための取り組みに繋げていく必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**健康づくりに対する啓発活動推進**」では、市と協力し、生活支援コーディネーターが「豊見城市敬老月間・がんじゅう習慣で健康と景品をゲットしよう！」の事業を推進しました。また、毎週水曜日に社会福祉センターリハビリ室にて、運動指導士による健康維持・介護予防を目的とした軽運動の取り組み・相談活動を行いました。新たな参加者を増やし、健康長寿を目指す取り組みを展開する必要があります。
- ・「**ミニデイサービス等における健康づくりの充実(活動、健康分野と連携)**」では、地域ミニデイサービス事業に参加していただくことで、定期的な外出の機会となり、身体機能向上、社会

的孤立の解消が図られるほか、見守りの機会ともなりました。地域によっては、参加者が高齢化しているため、新規参加者の獲得に努める必要があります。

(2) 健康づくりの場の整備

■公助（市の取り組み）■

- ・「**健康づくり教室の充実、スポーツ教室などの開催**」では、生活習慣病予防教室を開催し、生活習慣病の基礎知識や食生活、運動について学ぶ機会を提供してきました。また、操体法教室を開催し、膝関節痛や腰痛等により運動に制限がある方にもできる運動を紹介してきました。同じ人は繰り返し参加するが、新規参加者が少なくなっています。新規参加者を増やすため、市LINEや広報、自治会への周知等、効果的な周知方法を検討する必要があります。

スポーツ教室については、ボウリング教室や児童水泳教室を開催し、教室終了後も継続的な運動習慣をつけられるように取り組みました。受講者の意見や講師の確保状況等とも調整しながら、新たな教室の開催に取り組んでいく必要があります。

- ・「**介護予防やミニデイサービス等による健康づくりの機会提供**」では、地域ミニデイサービス、骨コツ貯筋運動教室事業、脳がんじゅう教室、マシントレーニング事業、初心者向け料理教室、介護予防団体活動支援等を行ってきました。健康づくり事業は、人数や回数、事業数に限りがあるため、高齢者自らが自宅で介護予防を自分で日々行えるための取り組みに繋げていく必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**社会福祉センターリハビリ室を活用した健康増進の場の提供**」では、介護予防運動相談員の配置事業において、社会福祉センターリハビリ室で毎週水曜日、介護予防運動の実践及びアドバイスを行いました。参加者が増加してきており、会場のスペースや安全確保に留意が必要となっています。
- ・「**ミニデイサービス等における健康づくりの機会提供**」では、地域ミニデイサービス事業に参加していただくことで、定期的な外出の機会となり、身体機能向上、社会的孤立の解消が図られるほか、見守りの機会ともなりました。地域によっては、参加者が高齢化しているため、新規参加者の獲得に努める必要があります。

2. 安全・安心のまちづくり

(1) 住みよい生活環境づくりの推進

■公助（市の取り組み）■

- ・「**地域生活に係る環境衛生や住環境保全対策の充実**」では、「チュラカーギ作戦・国場川水あしび」といったイベントにおいて、多くの市民に、身近に残された貴重な自然に親しみながら、水辺の環境保全の大切さを認識してもらいました。また、環境教育出前講座では、受講者にペーパービーズ工作等を通じて、リサイクルへの興味を引く取り組みを行いました。そのほか、不法投棄防止パトロールによる状況把握や、清掃による環境改善が図られました。「チュラカーギ作戦・国場川水あしび」では、参加人数が減少しており、広報や周知を広く行い、参加を

呼び掛ける必要があります。

道路環境については、道路の除草清掃について、規模に応じて現場作業員もしくは外部業者へ委託発注を行い対応しました。

公園については、豊見城市都市公園や豊崎海浜公園を指定管理し、公園施設の安全性・快適性を確保し、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の充実を図りました。

- ・「**公共施設や生活環境等のバリアフリー化**」では、たんぼぼ児童公園、白ゆり児童公園のトイレ及び園路の更新(バリアフリー化)を行い、住みよい生活環境づくりを推進しました。豊見城市都市公園施設長寿命化計画に基づいて、施設のバリアフリー化を進める必要があります。

道路については、道路の新設及び改良において、歩道の拡幅及び段差解消のためセミフラット形式を採用し整備を行ってきました。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**地域の美化運動等への協力**」では、各地域で美化活動へ取り組む団体の情報収集及び活動推進への協力として、活動PRや情報提供を実施しました。地域の美化活動を通して、参加者同士の交流機会となっているため、引き続き、実施を支援する必要があります。
- ・「**生活に係る環境衛生やリサイクル活動への協力、情報発信**」では、社協ホームページにてフードバンク事業の周知広報を行いました。市内企業や大学、運動教室にてフードドライブ活動に取り組み、集まった食料品が市社会福祉協議会に寄贈されました。フードバンク事業を継続し、地域の支え合い活動を推進する必要があります。

(2) 移動支援、交通安全対策の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「**移動手段や移動支援の充実**」では、外出支援サービス事業を実施し、通院等乗降介助により、居宅から医療機関等への送迎を利用する方へ、全額自己負担になる運賃分について、1枚あたり450円の利用券を1月に4枚支給しました。受託事業者が限られており、当該サービスに活用している近隣市町村もいるため、受託事業者との調整及び利用者の声を聴き、利用方法の検討を行う必要があります。

令和5年度より、移動手段を持たない高齢者等の買い物や通院の送迎を、「とみゅ Car」を活用して、自治会役員等がボランティアで送迎してきました。本事業を実施している自治会の活用事例等を周知啓発し、未実施自治会での実施推進を図る必要があります。

- ・「**交通安全運動等の活動充実**」では、交通安全に関する意識啓発や交通安全運動(街頭指導)に取り組んできました。年4回の交通安全運動や安全運転啓発活動を行うことで、ドライバーの安全運転意識の高揚に繋がりました。また、豊見城市交通安全推進協議会及び通学路安全点検での危険箇所について、交通安全を呼びかける電柱幕や蛍光色看板設置を行いました。
- ・「**交通安全に関わる施設の整備充実**」では、現場パトロールや市民から通報を受けた危険箇所について、随時対応を行ってきました。交通安全対策工事(令和5年度)にて、市道6号線に横断防止柵(447m)設置しました。また、市内各所に道路反射鏡を設置しました。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「交通安全活動への協力の充実」では、交通安全週間に、朝の交通安全活動で市社会福祉協議会会長が、啓発活動を実施しました。各団体代表が主要交差点で活動しましたが、市内全域での取り組みが課題となっています。
- ・「買い物支援の方策の推進」では、生活支援コーディネーターにて、地域ニーズと社会資源の把握に努め情報発信・情報共有を図りました。地域から相談があれば、コープ移動販売・移動スーパーとくし丸・移動鮮魚店等の情報提供や顔つなぎを行い、地域の買い物体制整備の支援を行ってきました。地域の助け合い・支え合い活動の好事例を発信し、事業への協力者・賛同者を増やしていく必要があります。

(3) 地域の防犯・防災対策の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「防犯、防災意識を高める啓発活動の充実」では、防災訓練等を通して、防災意識の向上を図りました。防災訓練だけではなく、防災講演会等を通して、全市民への防災に関する普及啓発が必要です。

防犯に関する啓発では、防犯及び交通安全活動の気運づくりを目的に年末年始総合警戒及び交通安全県民運動出発式を実施しました。広報媒体を活用した啓発活動の拡充が必要です(市LINE、市ホームページ、市広報、電光掲示板等)。

- ・「防犯・防災の情報提供、地域の防犯・防災活動に対する支援」では、自治会に対して、放送設備整備補助金を交付しました。また、自主防災組織に対し、資機材等購入事業補助金、訓練事業補助金、防災士養成事業補助金を交付しました。自主防災組織に対し、防災訓練の重要性を周知し、地域の防災力の向上を図る必要があります。

防犯については、防犯に関する啓発活動や「公共施設の防犯・安全点検」の実施を行いました。より効果的な防犯対策を検討する必要があります。

- ・「災害時における避難誘導支援の充実」では、地域防災計画の改定や防災マップの見直し等を行いました。防災マップを見直すとともに、WEB版防災マップを導入したことにより、より便利に防災マップを利用することができるようになりました。
- ・「自主防災組織の立ち上げ支援」では、地域の防災力の向上を図るため、自治会単位での自主防災組織の設立に向けた支援を行いました。48自治会のうち設立は12自治会のみであり、自主防災組織の重要性等の周知や防災講話会を実施することで、自主防災組織の設立を促す必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げ等に協力」では、社会福祉センターロビーに防災関連グッズを展示しました。また、市より提供された、防災備蓄食糧品(レトルト食品)を子どもの居場所へ配布しました。市内では、自主防災組織が数か所立ち上がっているのですが、今後は、地域福祉推進委員会活動の一つとして参画できないか調査していく必要があります(自治会加入のメリット・加入促進)。
- ・「災害ボランティアの育成と組織化の推進」は、計画に掲げていましたが、現在、未実施とな

っています。災害ボランティアの受け入れに対応するため、災害ボランティアセンターのマニュアル整備が必要です。

(4) 避難行動要援護者への支援対策の充実

■公助（市の取り組み）■

- ・「**避難行動要支援者の登録名簿の作成推進**」では、自力避難の困難な障がい者や高齢者の避難行動要支援者名簿を作成してきました。個別支援計画の作成が進んでいないため、名簿の定期的な更新と関係者との共有のほか、関係者や関係機関と連携し、個別支援計画を作成していく必要があります。
- ・「**個別支援計画の作成推進**」では、個別支援計画の作成件数が少ないため、作成を進める必要があります。また、個別支援計画の情報が古いため更新が必要です。
個別支援計画策定数を増やし、関係者への名簿の提供を行い、計画の有効性を高める必要があります。
- ・「**福祉避難所の量的確保**」では、市内福祉施設（高齢者施設）7 か所と福祉避難所の協定を締結しています。既存の福祉避難所との連携を継続し、設置設備や備品、消耗品の把握に努める必要があります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

- ・「**避難行動要援護者の把握や情報更新、情報提供に協力**」では、民児連でも調査協力を予定していましたが、調査対象者の名簿提供がなく、保留となっています。個人情報の取り扱いに十分注意しながら、災害時要援護者支援プラン作成へ協力していく必要があります。
- ・「**自主防災組織と連携した避難誘導體制づくり**」は、計画に掲げていましたが、現在未実施となっています。避難行動要援護者の情報をもとに、地域の自主防災組織と情報交換の場を設け、避難誘導體制について協議していく必要があります。
- ・「**災害時ボランティアと連携した避難行動要支援者ケア体制の調整**」は、計画に掲げていましたが、現在未実施となっています。施策の見直しが必要です。
- ・「**避難行動要支援者等への支援体制の整備**」は、計画に掲げていましたが、現在未実施となっています。地域の自主防災組織や介護・障害サービス事業所等と情報交換の場を設けて、支援体制を整える必要があります。